

# ふじみ野ふあいぶるクラブ規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、ふじみ野ふあいぶるクラブと称する。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を埼玉県ふじみ野市福岡1丁目1番1号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、地域住民に対し開かれ、子どもから高齢者まで、誰もが、いつまでもスポーツ活動に参加できる環境の実現を目指し、スポーツ・文化の普及、子供たちの育成、スポーツ・文化価値向上に関する事業を行い、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- スポーツ・文化振興およびクラブ運営にかかわる事業
  - スポーツ・文化コミュニケーションの場づくり
  - はじめてのスポーツの場づくり
  - 中学校部活支援
  - イベント事業による新たな価値創造
  - 文化活動および生涯学習支援
  - トップチーム、アスリートと地域との連携
  - 介護予防の場づくり
- その他の事業
  - システムの開発運用およびコンテンツの企画制作に関する事業
  - 関連物品の販売事業 など

その他の事業で掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益が生じた場合は、第1号事業にあてるものとする。

## 第3章 会員

(入会費、年会費、月会費)

第5条 会員は、入会時または新年度更新時において定められた会費を納入し、別途参加する各活動に応じて、定められた会費を納入しなければならない。また、いったん納入した会費については、正当な理由がない限り返還は行わない。

(会員資格の喪失)

**第6条** 会員が次に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会意志が確認されたとき。
- (2) 新年度の登録更新をしなかったとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

**第7条** 会員は、任意に退会することができる。退会の際には事務局へ文書またはその他の方法で連絡行い、事務局側が確認をした時点で退会とする。

(除名)

**第8条** 会員が次に該当するに至ったときは、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

**第9条** この団体に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名

(選任等)

**第10条** 総会において会員の中から選任する。

(職務)

**第11条** 会長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、この団体の事務一般を掌理する。
- 4 監査は、会計を監査する。

(任期等)

**第12条** 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

**第13条** 役員がふさわしくない行為があった場合は、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

**第14条** この団体には若干名の顧問をおくことができる。顧問は会長の要請に応じ、重要事項について意見を述べることができる。

(事務局及び職員)

**第15条** この団体に、事務を処理するため事務局を設け、職員を置く。  
2 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

**第16条** この団体の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

**第17条** 総会は、会員をもって構成する。

(招集)

**第18条** 総会は次のとおり開催する。  
(1) 定期総会は、年に1回会長が招集する  
(2) 会長が必要と認めた場合又は会員の3分の2以上から議案を示して請求があった場合は、臨時集会を招集し、これを審議しなければならない

(審議事項)

**第19条** 総会の審議事項は次のとおりとする。  
(1) 規約の変更  
(2) 事業報告及び事業計画の承認  
(3) 決算及び予算の承認  
(4) 役員を選任又は解任  
(5) その他運営に関する重要事項

(議長)

**第20条** 総会の議長は、その総会において、出席した役員の中から選出する。

(定足数)

**第21条** 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状および事務局への委任連絡をもって、表決を委任することができ出席とみなす。

(表決)

**第22条** 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。

## 第6章 会計

(会計の原則)

**第23条** この団体の会計は、簿記の原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

**第24条** この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予備費の設定)

**第25条** 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(事業報告及び決算)

**第26条** この団体の事業報告書、収支計算書に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに作成し、監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

**第27条** この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 雑則

(細則)

**第28条** この規約の施行について必要な細則は、会長がこれを定める。

### 附則

1. この規約は、この団体の成立の日から施行する。
2. この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによるものとする。
3. この団体の設立当初の事業年度は、成立の日から平成22年3月31日までとする。
4. この規約は平成24年度7月1日から施行する。